

○鑑識鑑定官指定制度実施要綱の制定について（例規）

平成12年12月19日

佐本鑑第595号

改正 平成19年4月佐本務発第301号、24年3月佐本鑑発第42号

この度、指紋、足こん跡及び写真（以下「指紋等」という。）の対照並びに鑑定に従事する職員のプロフェッショナル化を一層推進し、公判に耐え得るち密な鑑定業務を図るため、みだし要綱を別添のとおり制定し、平成13年1月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、鑑識鑑定官の推薦は、指定制度発足時、主任鑑定官にあつては鑑定等の経験（指紋等のうちの一に係るものに限る。）が通算して15年以上の者、鑑定官にあつては鑑定等の経験（指紋等のうちの一に係るものに限る。）が5年以上の者の中から選考するものとする。

別添
鑑識鑑定官指定制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、公判に耐え得るち密な鑑定業務の推進を図るため、指紋（掌紋を含む。以下同じ。）、足痕跡及び写真（以下「指紋等」という。）の専門的な鑑定を行う職員（以下「鑑識鑑定官」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 鑑識鑑定官の種別

鑑識鑑定官の種別は、主任鑑定官及び鑑定官とする。

第3 鑑識鑑定官の任務

- 1 鑑識鑑定官は、警察本部刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）の命を受け、次に掲げる任務に当たるものとする。
 - (1) 指紋等の対照及び鑑定（以下「鑑定等」という。）を行い、鑑定書又は報告書を作成すること。
 - (2) 当該鑑定等に係る公判廷での対応を行うこと。
- 2 鑑定等のうち、特異重要な事件に係るものは主任鑑定官が行うものとし、特異重要な事件以外に係るものは鑑定官が行うものとする。

第4 鑑識鑑定官の指定

- 1 鑑識鑑定官の指定は、鑑識課長の推薦に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）がその種別ごとに行うものとする。
- 2 前記1の推薦は、警察本部刑事部鑑識課に勤務する警察官又は一般職員のうちから、

次に掲げる選考基準を満たす者を適任者としてそれぞれ選考し、本部長に対して鑑識鑑定官推薦書（別記様式第1）により行うものとする。

(1) 主任鑑定官

ア 警部、警部補又は同相当職にある者であって、鑑定官としての経験（指紋等のうちの一に係るものに限る。）が通算して10年以上のもの

イ 警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術専攻科又はこれと同等の専科を修了し、卓越した鑑定技術を有する者

(2) 鑑定官

ア 警部補、巡査部長又は同相当職にある者であって、鑑定等の経験（指紋等のうちの一に係るものに限る。）が通算して5年以上のもの

イ 警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術職員現任科又はこれと同等の研究を修了し、高度な鑑定技術を有する者

3 本部長は、鑑識鑑定官を指定するときは、当該職員に鑑識鑑定官指定書（別記様式第2）を交付するものとする。

第5 鑑識鑑定官の指定の解除

1 鑑識課長は、鑑識鑑定官が長期疾病、心身の故障等によりその任務が遂行できないと認めるときは、その旨を本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前記1の規定による報告を受けたときは、当該鑑識鑑定官の指定を解除するものとする。

3 前記2の規定による解除のほか、鑑識鑑定官が人事異動により配置換えとなった場合又は退職等により離職した場合は、当該鑑識鑑定官の指定は解除されたものとみなす。ただし、人事異動により配置換えとなった職員にあっては、配置換え後に第3の1の(2)に規定する任務を行う必要が生じた場合は、当該任務を遂行するものとする。

第6 鑑識課長の責務

鑑識課長は、鑑識鑑定官の鑑定等の知識及び技術の向上並びに鑑識鑑定官に対する公判廷での対応に関する指導教養に努めなければならない。

第7 鑑識鑑定官の配意事項

鑑識鑑定官は、鑑定等に係る知識及び技術の向上を図るため、常にその手法等の研究に努めなければならない。

別記様式第1(第4関係)

鑑識鑑定官推薦書

鑑定官の種別	()	
被推薦者	階級又は職名	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
	採 用 年 月 日	年 月 日
	現階級昇任年月日	年 月 日
	鑑定業務従事期間	年 月
	鑑定官指定期間	年 月
	指紋、足こん跡 又は写真の鑑定 に関する法科学 研修所等の研修 履歴	
推薦の理由		
備 考		

別記様式第2(第4関係)

鑑識鑑定官指定書

所 属
階 級 氏 名
(職名)

〇〇〇〇鑑定官に指定する

年 月 日
佐賀県警察本部長
警視長 〇〇 〇〇

別記様式第1 (第4関係)

別記様式第2 (第4関係)